

Anixter Japan 株式会社

一般販売条件

買主は、本条件 11 の規定に特にご留意ください。

1. 定義

「当社」とは、アニクスタージャパン株式会社又はこの書面上で別段の特定をされたアニクスターの関連企業をいう。
「買主」とは、当社が物品及びサービスを供給する個人、企業、又は会社をいう。
「本件物品」とは、本契約に従って供給される物品、材料、又は他の品目及び本件サービスをいう。
「本件サービス」とは、本契約に従って供給されるサービスをいう。
「本契約」とは、本書の条件が適用となる、当社と買主との間で行われる本件物品の売買及び本件サービスの供給のための契約をいう。

2. 範囲

本条件は、当社によるすべての本件物品の販売及び本件サービスの供給に適用されるものとし、当社が書面で具体的に同意し、かつ本契約の一部を構成すると表明しない限り、買主の注文書、通信文書、その他に記載されたいかなる条件にも優先するものであって、いかなる別段の条件又は約定も、本文書により排除され又は消滅する。

3. 見限り

当社による見限りは、契約の申込みを構成するものではなく、当社は、当社が買主の注文を承諾するまで、いつでも見限りを撤回又は修正する権利を留保する。

4. 価格

4.1. 見積もり価格が最終的なものであることが記載されていない限り、本件物品及び本件サービスについて支払われるべき価格は、物品の発送又は本件サービスの供給の時点において当社が請求する価格とし、当社は、原材料又は労働力のコスト、及び為替相場の変動を含む(これらに限定されない。)コストの上昇を考慮して、見積り価格をいつでも改訂する権利を有するものとする。
4.2. 本件物品の見限り価格は「工場渡し」であり、いずれかの政府又は他の当局により本件物品又は本件サービスに対して課される物品サービス税、及び他の関税、公課、又は租税を含まない。

5. 支払い条件

5.1. 以下の 5.5 に従い、請求書に対する支払いは、書面による別段の合意のない限り、請求書の日から 30 日以内に、いかなる控除又は相殺もせずに、全額が支払われるものとする。
5.2. 買主に認められた信用供与は、いつでも変更し又は撤回することができる。
5.3. 当社は、法律にしたがって支払遅延の利息を請求すること、さらに、支払遅延の回収について負担したすべての相当な費用を買主から回収することができる。
5.4. 引渡しの前に買主の信用度が悪化したと当社が認めるときは、当社は、引渡しの前に代価の全部若しくは一部を支払うこと、又は当社が受入れ可能な形式により買主が支払いの担保を供与することを要求することができる。
5.5. 買主が日本国外に居住している場合は、別段の合意がない限り、本件物品の代価は、当社が満足する取消不能信用状(当社を受益人として買主が開設)により保証されるものとする。この信用状は当社の同意後直ちに開設され、当社が同意する日本の銀行により確認されることを要する。信用状の金額は契約価格とし、買主が支払うべき租税又は関税を含み、当社が指定した期間有効とする。当社は、指定した書類をかかる日本の銀行に提示することにより、支払いを受ける権利を有するものとする。

6. 引渡し

6.1. 見積書、請書、その他に記載された引渡し日又は履行日は、おおよそのものにすぎず、契約上いかなる効力も有しない。また、引渡し時期は、通知によっても重要な条件となるものではない。当社は、引渡し遅延に関して、どのように生じたものであれ、買主に対していかなる責任も負うものではない。
6.2. 買主が本契約にしたがって本件物品を返却し又は引渡しの受領をしなかった場合は、当社は、その選択に基づき、かかる本件物品について買主に請求を行い、引渡しを行わずに残っていた残余の本件物品を引渡しして請求を行うか、又は本契約に基づいて残りの引渡しを中止し若しくは取り消すかのいずれかを行う権利を有するものとする。当社は、買主が受領の拒絶又は不履行をした本件物品を買主の危険負担で保管する権利を有するものとし、買主は、請求価格に加えて、かかる保管のすべての費用、及びかかる拒絶又は不履行の結果として負担した追加の費用又は輸送費を支払うものとする。当社は、代価の支払期日が到来した日から 3 ヶ月を経過後、当社が決定する方法で本件物品を処分する権利を有するものとする。
6.3. 別段の指定がない限り、引渡しは「工場渡し」であり、本件物品の集荷が可能であることを当社が買主に通知したときに、本件物品は引渡しされたとみなされるものとし、本件物品の危険負担は買主に移転したとみなされるものとする。
6.4. 本件物品が CIF 若しくは FOB で、又はいずれかの他の国際的な貿易条件に基づいて販売された場合は、最新のインコタームズに含まれる条件の趣旨を、本一般販売条件に明示的に組み込まれている場合と同様に、適用するものとする。ただし、そのいずれかの部分が本条件に含まれる規定のいずれかと矛盾する場合を除く。
6.5. 明示的な別段の同意のない限り、当社は、1 回以上の分割引渡しをすることができる。分割で引渡しが行われる場合は、各 1 回の引渡分は、分割契約として扱われるものとする。
6.6. 本契約が複数の引渡しを伴う場合において、支払いの不履行があったときは、当社は、全部の引渡し、又は支払いが保留されている爾後の引渡しを中止する権利を有するものとする。

7. 輸出

買主は、本件物品に関して、日本、米国、EU、又は他の適用される現地の輸出関連法に違反しないことを表明し、保証する。

8. 所有権

本件物品の所有権は、引渡し時点で買主に移転するものとする。

9. 変動

当社は、本契約で指定した数量の 10%増まで、又は 10%減までの場合は、いずれの引渡しに関しても、契約上の義務を履行したとみなされるものとする。かかる場合、買主は、実際に引き渡された数量について支払うものとする。

10. 買主の仕様

買主は、買主の仕様の要件にしたがって本件物品に関して要求された作業を行った直接又は間接の結果として当社が負担した、他の個人、企業、若しくは会社に帰属するいずれかの知的財産権の侵害を伴う、当社が責任を負うことになる可能性があるすべての請求、費用、損害、及び経費について、当社に対して補償し、かつ、補償した状態に保つものとする。

11. 責任

11.1. 当社は、目に見える欠陥若しくは不適合、又は引き渡された数量の不足については責任を負わないものとする。ただし、本件物品の引渡しから 7 日以内に当社が買主から書面による請求を受け取った場合は、この限りでない。不足についての責任を当社が承諾した場合の当社の唯一の義務は、当該不足分を補うことである。
11.2. 当社は、引渡しから 12 ヶ月の期間中(又はソフトウェアの場合は 30 日)、本件物品は、原材料及び製造上で重大な欠陥はなく、本件物品の製造者により提供された仕様を実質的にしたがっていることを保証する(ただし、本条件の他の規定の条件に服する。)
11.3. 当社は、相当な技量及び注意を用いて本件サービスを履行するものとする。

11.4. 当社は、ソフトウェアが中断せず、又は誤りなしに動作することについては、いかなる保証もしない。
11.5. 本条件 11.2 の保証は、損耗は対象とならず、また誤用、濫用、不注意、事故、損壊、不適切な保管、不適切な設置又は保守が行われた本件物品には適用しない。
11.6. 本条件 11.4 及び 11.5 に従い、本件物品が本条件 11.2 の保証に適合していない場合は、当社は、その選択に基づき、かかる本件物品を無料で交換又は修理するか、又はかかる本件物品の代金を返金するものとする。ただし、当社が要請した場合は、買主は、その経費で、欠陥のある本件物品又は当該本件物品の一部を当社に対して返却するものとする。本条件 11.2 に基づく保証に対する当社の違反についての買主の排他的な救済手段は、修理、交換、又は返金を行う(すべての場合において、当社の選択に基づく。)当社の義務である。買主は、当社の要請により、本件物品の製造者を専ら、かつ直接に訴えるものとする。修理又は交換された本件物品は、12 ヶ月の期間の残余の部分の間、この条件で保証されるものとする。
11.7. 本条件 11.6 の趣旨を損なうことなく、買主に対する当社の責任(当社の従業員、代理人、及び下請人の作為若しくは不作為についてのあらゆる責任を含む。)の上限は、不法行為(過失、又は法律上の義務の違反を含む。)によるか、契約違反(会社による故意の重大な契約違反を含む。)によるか、不実表明、原状回復、その他によるかを問わず、いかなる状況下でも、かかる責任を生じさせた関連する本件物品の費用の 50%、又は関連する本件サービスの費用の 50%(買主に対して請求が行われた正味価格により決定される)を超えないものとする。
11.8. 当社は、利益の損失、事業の縮小、又はのれんの減耗について、直接であるか、間接であるか、派生的であるか、又はいかなる派生的金銭賠償の請求であるかを問わず(どのように生じたかも問わない。)、本契約から生じ、又は本契約に関連して生じ、かかる損失又は請求が予見できたかどうか、又は両当事者が予見したかどうかにかかわらず、契約違反、不法行為(過失、及び法律上の義務の違反を含む。)、損失補償、その他において生じたか、又はそれらにより生じたかを問わず、買主に対して責任を負わないものとする。
11.9. 前記に従って、すべての条件、保証、表明、及び他の条件は、明示であるか、黙示であるか、制定法によるか、コモンロー上のものか、その他であるかを問わず、日本法で許容される限りにおいて最大限に、本文書により排除される。
11.10. この本条件 11 のいかなる規定も、又は本契約の他の規定も、(a) 当社の過失に起因する死亡又は負傷、(b) 当社がその責任の排除又は排除の試みをすることは違法となるようなあらゆる問題、又は(c) 詐欺又は詐欺的な不実表明に該当する当社の責任、を排除又は限定するものではない。

12. ライセンス及び同意

12.1. 本契約は、履行のために必要なすべてのライセンス及び同意を取得することが前提であり(買主による本件物品の輸入についてのものは除く)、これに関連して、買主は、必要なすべての書式及び文書に署名し、当社に対して必要な他の支援を提供するものとする。
12.2. 買主は、本件物品の輸入に必要なあらゆるライセンス及び同意を自己の経費で取得するものとし、必要な場合、又は求められた場合は、要求に応じて当社に証拠を提出するものとする。

13. 買主所有の材料

買主所有の材料で当社が占有しているものに対する所有権及び危険負担は、買主に帰属するものとする。当社は、その保管している買主所有の材料の滅失又は損害については、当社の単独の過失に起因する場合を除き、責任を負わないものとする。かかる滅失又は損害については、当社の支払いは、買主所有の材料の直接製造費用(買主又はその関連会社が製造した場合)、又は交換費用(第三者から購入した場合)(いずれの場合も、残余価値を差し引く)に限定されるものとする。買主は、買主の単独の過失に起因するもの以外のすべての滅失又は損害に対して、その材料に保険を付す責任を負う。当社は、不可抗力状況(以下の本条件 14.2 に定義)に起因する買主所有の材料の滅失又は損害については、いかなる責任も負わない。

14. 不可抗力

14.1. 当社は、いずれかの不可抗力状況理由として妨げられ、妨害され、又は遅滞した本件物品又は本件サービスの供給の直接又は間接の結果として買主が被る滅失又は損害については、買主に対して責任を負わないものとする。
14.2. 本条件において、「不可抗力状況」とは、以下をいう。天災、暴動、ストライキ、ロックアウト、取引係争若しくは労働争議、事故、生産設備若しくは機械の故障、火災、洪水、労働力・材料・若しくは輸送の調達困難、若しくは当社の支配を超える他の状況で、当社の通常の供給源、又は当社の正常な手段による本件物品の製造、又は当社の正常なルート若しくは引渡し手段による本件物品の引渡しによる本件物品若しくはその原材料の供給に影響を及ぼす状況。

15. 終了

当社は、以下のいずれかの状況が買主に生じた場合、輸送中の本件物品の輸送を中止し、それ以後の引渡しを停止することができるものとし、買主に対して書面で通知することにより、本条件 5.3 の規定及び存在する請求を損なうことなく直ちに本契約を終了させることができる。(a) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき。(b) 手形、小切手の不渡、又は支払停止等の状態に陥ったとき。(c) 第三者により、仮差押、仮処分、強制執行等をうけたとき。(d) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続開始等の申立があったとき、又はその原因となる事由が生じたとき。(e) 解散又は合併を決議したとき。(f) 財務状況が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると合理的に判断できる相当の事由があるとき。(g) 買主または買主の役員、従業員若しくは代理人が不正な行為(当社製品の不正使用を含む)を行ったと合理的に判断できる相当の事由があるとき。(h) 当社の信用を毀損し、または毀損するおそれがあると当社が合理的に判断できる相当の事由があるとき。(i) その他、本発注契約を継続しがたい重大な理由があるとき。

16. 権利放棄

本契約のいずれかの当事者が、本契約により付与された権利を行使又は強制しなかったとしても、かかる権利の放棄とはみなされないものとし、又はその行使又は強制をいつでも、また以後にであっても、妨げることにはならない。

17. 通知

本文書に基づいて書面で行うことが要求されるいかなる通知も、関係当事者に宛てて、主たる営業の場所又は最新の宛先にクーリエ便又は簡易書留で送付された場合は、正当に行われたとみなされる。

18. 見出し

本条件のいずれの見出しも、参照の便宜のみの目的で記載されており、本条件の解釈に影響を及ぼすものではない。

19. 分離

本契約の本条件のいずれか(又は本条件の一部)が、いずれかの裁判所又は管轄権を有する他の当局により無効、違法、又は執行不能とされた場合は、当該本条件又は本条件の一部は、必要限度で、本契約の一部を構成しなとみなされるものとし、他の本条件の有効性及び執行可能性に影響を受けないものとする。

20. 準拠法

本契約は、日本法に準拠し、同法にしたがって解釈されるものとし、本契約から生じ、又は本契約に関連して生ずる紛争の解決については、両当事者は、シンガポール国際仲裁センターのその時点で有効な仲裁規則(当該規則は本条件に組み込まれるものとする)に従ったシンガポールにおける仲裁に付され、最終的に解決されるものとする。